

奈良県初!!

社会福祉法人どんぐりをプラチナくるみんプラス認定

奈良労働局（局長 鈴木 伸宏）は、**社会福祉法人どんぐり**（理事長 白樫 学氏）に対し、次世代育成支援対策推進法に基づく**不妊治療と仕事との両立に取り組む企業**として認定し、令和4年11月21日に認定通知書交付式を行いました。



鈴木局長（左）と白樫理事長（右）

【理事長 白樫 学氏のコメント】

不妊治療に取り組む職員からの相談があり、更なる就業環境の改善の必要性を感じ、不妊治療と仕事の両立に関する就業規則を整備し、プラチナくるみんプラス認定を取得しました。

不妊治療と仕事との両立に取り組む企業であることをPRしていきたいです。



「プラチナくるみんプラス」マーク



「プラチナくるみんプラス認定」の概要

「プラチナくるみん認定」の要件を満たした上で、不妊治療と仕事との両立に取り組む企業が一定の基準を満たした場合、「プラス認定」を受けることができます。

認定を受けるメリット

認定マークを、自社の商品、名刺、広告、求人票などに付け、子育てサポート企業であることをアピールすることができ、企業のイメージの向上、優秀な人材確保・定着が期待できます。

社会福祉法人どんぐりの概要、取組内容

1. 企業の概要

代表者職氏名 : 理事長 白樫 学
所在地 : 生駒市
事業内容 : 社会福祉事業
常時雇用する労働者数 : 112 人

※令和元年にプラチナくるみん認定取得。

令和 4 年 4 月に新たに設けられた「プラス認定（不妊治療と仕事との両立に関する認定制度）」について申請。



プラチナくるみん認定取得後の状況（令和 2 年度～令和 3 年度）

認定基準	達成状況
特例認定基準 5	5 人の男性が子の看護休暇を取得
特例認定基準 6	女性の育児休業取得率 100%（24 人/24 人）
特例認定基準 7	小学校修了前までの子を育てる職員が利用できる法を上回る「所定外労働の制限」、「時間外労働の制限」、「短時間勤務制度」、「子の看護休暇」を実施。
特例認定基準 8	各月ごとの時間外労働及び休日労働時間は 1 人当たり 5 時間以下
特例認定基準 9	①所定外労働削減のためノー残業デーを月 2 回実施 ②年次有給休暇の取得促進のため事業所ごとに取得目標を設定し、取得を促すことで年次有給休暇取得率 79%を達成（令和 3 年度）
特例認定基準 10	令和 2 年度に出産した女性職員のうち、令和 3 年度に在籍している職員の割合 100%
特例認定基準 11	育児休業などを取得または子育てを行う職員が就業を継続し、活躍できるようにするため、就業中の悩みや心配事についての相談窓口を設けている。

プラス認定の達成状況

認定基準	達成状況
プラス認定基準 1	1 年間につき 10 日間（無給）利用することができる不妊治療休暇制度を導入。また、半日単位の年次有給休暇制度も設けている。
プラス認定基準 2	理事長名の不妊治療と仕事の両立の推進に関する方針及び、講じている措置の内容を、社内掲示して、職員に周知している。
プラス認定基準 3	不妊治療と仕事の両立について、全ての職員を対象に研修を実施。
プラス認定基準 4	不妊治療と仕事の両立に関する相談をしやすい環境を整備するため、担当者を選任し、職員に周知している。